

平成 18 年度環境モニター実施要領

平成 17 年 12 月

環境省北海道地方環境事務所

1 目的

環境問題に対する国民の意見、要望などを全国的に把握し、環境行政の施策の参考に資する。

2 資格

環境モニターは、環境問題について関心と熱意をもっている成人で、かつ、道内に在住する者（ただし、国会議員、都道府県議会議員及び市町村議会議員並びに常勤の国家公務員及び 地方公務員を除く。）とする。

3 委嘱方法

環境モニターは、北海道地方環境事務所長が候補者を推薦し、環境省大臣官房長が委嘱する。

4 委嘱事項

環境モニターに対しては、一定の様式によりアンケート報告を求めるほか、随時、自発的な意見及び要望並びに体験、見聞等の結果報告を求める。

5 任期

環境モニターの任期は 2 年とし、一回に限り、再任されることを妨げない。ただし、補欠の環境モニターの任期は、前任者の残任期間とする。

6 委嘱の取消し

前記 2 の資格要件に該当しなくなったとき、住所が他の市町村へ移ったとき、その他特別の事由でモニターの仕事を続けることが適当でないと認められたときは、委嘱を取り消すことがある。

7 その他

環境モニターから提出されたアンケート報告、自発的な意見・要望及び体験・見聞等については、環境省本省、関係行政機関等へ送付する。

環境モニターに対する謝礼については、別に定める。

この要領の実施について必要な事項は、別に定める。